

選挙人名簿管理システム標準化_全国意見照会への対応方針（第8回WT論点）

対象資料	対象箇所			修正案	修正後	その他資料へのご意見	修正案、ご意見の理由		WTの検討概要
	番号	名称	修正前				区分	理由	
標準機能要件	2.3.3	二重登録者管理	二重登録者（転入者、転出者）を管理できること。 他の選挙管理委員会からの通知のあった者について、通知を受領した旨を登録できること。また、当該対象者について、基準日名簿抄本・当日用名簿抄本に印字しないこと。当日有権者にカウントされないこと。 二重登録者について、他の選挙管理委員会からの照会通知に対して回答するため、登録の照会が可能なこと。 二重登録者を行った者について、回答結果を登録できること。転出先での登録のあった者については、その旨を登録し、基準日名簿抄本・当日用名簿抄本に印字しないこと。	二重登録者（転入者、転出者）を管理できること。 他の選挙管理委員会からの通知のあった者について、通知を受領した旨を登録できること。また、当該対象者について、基準日名簿抄本・当日用名簿抄本ともに備考欄に転出の表示をし、当日用名簿抄本の資格照会欄にて「×（投票不可）」である旨を印字すること。当日有権者にカウントされないこと。 二重登録者について、他の選挙管理委員会からの照会通知に対して回答するため、登録の照会が可能なこと。 二重登録照会を行った者について、回答結果を登録できること。転出先での登録のあった者については、その旨を登録し、基準日名簿抄本・当日用名簿抄本ともに備考欄に転出の表示をし、当日用名簿抄本の資格照会欄にて「×（投票不可）」である旨を印字すること。		職員業務量の低減	選挙時に使用する名簿抄本について、空白の行や行番号の抜けがある状態は事務の混乱を招くため、やめていただきたい。二重登録の通知・照会の対象者は決して少なくなく、あらゆる投票区で発生する可能性が高い。対象者については、名簿に登録したうえで「投票不可」である旨を照会にて表現する方法が望ましい。	<p>[WTでの検討内容] 選挙人名簿への二重登録者の掲載要否及び該当者の表記方法</p> <p>[WTでの検討結果] 名簿抄本上に二重登録者を掲載することとする。そのうえで、備考欄等に事務の効率化のため注記を行う。</p> <p>（二重登録者の選挙人名簿抄本における表記） ・二重登録通知・照会を完了した者： 取消し線を付記の上、備考欄に「二重登録」転出先名簿登録日（期日前・不在者投票用名簿は予定日）]を記載 ・二重登録通知・照会を完了していない者：備考欄に「二重登録」を記載</p> <p>[検討結果の理由] ・二重登録の確認が完了した者が名簿に印字されないことで現場の混乱を招くおそれがある ・転出先の選挙人名簿に登録された場合であっても、あまて転出後4ヶ月を経過するまでは有権者であるため、二重登録者を掲載することが望ましい。</p>	
標準機能要件	2.3.1	二重登録者候補者抽出	二重登録者（転入者、転出者）となり得る候補者を抽出し、それぞれ一括で出力できること。 新規登録者（表示登録者含む）を抽出し、一括で出力できること。		ワーキングでの協議結果及び対応にて、「支援対象者や失権者等の個人情報管理やセキュリティの担保等の課題があるとの見解を受け、現段階では、紙運用での標準化を行う方針となった。」とのことだが、マイナンバー制度による情報連携が既に行われている。FAXでのやり取りのほうが誤送信による個人情報の流出の可能性があるため、せめてL G W A Nを利用したメールは認めてほしい。			<p>[WTでの検討内容] 二重登録通知・照会における、FAX及びL GWANメール等の活用の可能性</p> <p>[WTでの検討結果] 二重登録照会において、FAX及びL GWANメール等のメールの利用を許容する。 （各団体のセキュリティポリシーに基づいてメールの運用を行う）</p> <p>[検討結果の理由] ・二重登録通知・照会迅速な対応が求められるため、各団体のニーズに応えられるよう連絡手段は幅広く用意することが望ましい ・郵送による運用と比較して、FAX/メール利用の場合は回答に係る時間を大幅に短縮できる</p>	
標準印字項目	11	二重登録照会通知	3.標準帳票要件中「07_【自治体間通知】二重登録通知」シートにおいて連絡先はNo26「選挙管理委員会名」No27「電話番号」のみの出力となっている。	出力として以下を追加。 FAX番号 Emailアドレス		法律・政令・省令への準拠	衆院選においては令和3年度のように選挙期日の決定から公示日まで極端に短いケースがある。この場合、通知を原則とすることで、照会については公示日まで待たない状態になることが予想され、郵送で行っている公示日まで間に合わない恐れがある。この際、照会を受けた選管が回答をFAXやEmailでも行う必要性が生じるため、照会文書についてはFAX番号及びEmailアドレスを連絡先として掲載されたい。	<p>[WTでの検討内容] 二重登録通知・照会の実施時期（送付期限/到達期限の設定）</p> <p>[WTでの検討結果] 二重登録通知は、「投票所入場券データ作成後、速やかに送付することとする。二重登録照会は、「各団体の判断にて送付を開始することとする。」</p> <p>[WTでの検討の観点] ・人口規模等に応じて各団体の現状の運用に差異がある ・ただし、「通知」を主とする運用を採用するにあたって、通知及び照会に関する指針を示す必要がある</p>	
標準機能要件	2.3.2	二重登録者通知管理	<運用の標準化方針> ・転入先自治体からの「通知」を主とする。 ・二重登録となり得る者について、転入先自治体から「通知」が無かった場合のみ「照会」を行う。			その他	仕様書に記載の「転入先自治体から「通知」がなかった場合のみ「照会」を行う」とした場合、転入元自治体ではあらかじめ二重登録となり得る者を抽出・把握しておき、届いた「通知」と照合し一致しなかった場合のみ「照会」を行う運用に思われる。 また、どの時点をもって「通知」が無かったと判断するか。国政選挙においては、全国で「通知」「照会」のやり取りが行われるが、上記運用では作業内容・時間の観点から、効率的ではないため、「通知」の有無に関わらず転入元自治体の判断で「照会」ができるよう運用方針を修正いただきたい。	<p>[WTでの検討内容] 二重登録通知・照会の実施時期（送付期限/到達期限の設定）</p> <p>[WTでの検討結果] 二重登録通知は、「投票所入場券データ作成後、速やかに送付することとする。二重登録照会は、「各団体の判断にて送付を開始することとする。」</p> <p>[WTでの検討の観点] ・人口規模等に応じて各団体の現状の運用に差異がある ・ただし、「通知」を主とする運用を採用するにあたって、通知及び照会に関する指針を示す必要がある</p>	
標準帳票要件	22	選挙人名簿投票所入場券引抜対象者一覧	概要・用途 投票所入場券作成後、引き抜き作業が必要となる者（※）の一覧。 引抜作業の実施、また作業委託を行う際に利用する。 ※引き抜き作業が必要となる者は以下のとおりとする。 （全選挙共通）死亡、誤載、失権	概要・用途 投票所入場券作成後、引き抜き作業が必要となる者（※）の一覧。 引抜作業の実施、また作業委託を行う際に利用する。 ※引き抜き作業が必要となる者は以下のとおりとする。 （全選挙共通）死亡、誤載、失権、二重登録者		法律・政令・省令への準拠	業務フロー2.1.1や2.3.2のとおり、二重登録管理の完了後に、期日前投票用名簿抄本を作成し、その後業務フロー2.4投票所入場券作成するため、二重登録者は一覧に掲載しない要件として思われる。しかしながら、特に衆院選等の準備期間が短い選挙においては、すべての二重登録通知を受領する前に期日前投票用名簿抄本を作成して名簿番号を確定させたうえで業務フロー2.4投票所入場券作成を早期に実施（印刷スケジュールを確保するため）、二重登録通知を受領した者については引抜対応とする方が、二重登録管理に時間を要した場合であっても、投票所整理券が選挙人に到達することが遅れずに済む。また、単に二重登録通知が遅れて送付されることもありうる。 なお、業務フロー2.4.1投票所入場券作成では二重登録者は引き抜き対象とされており、業務フローに合わせることもなる。	<p>[WTでの検討内容] 投票所入場券の引き抜き条件</p> <p>[WTでの検討結果] 投票所入場券の引き抜き対象者を下記のとおりに定義する。 ・実装必須機能 （全選挙共通）公選法第11条、第28条、第252条、政治資金規正法第28条、電磁記録投票法第17条該当、死亡、職権消滅、誤載、国外転出、二重登録該当（市区町村選挙を除く）、別送 （都道府県選挙）転出者（都道府県外） （市区町村選挙）転出者（市区町村外） ・標準オプション機能 （都道府県選挙）転出者（市区町村外かつ都道府県内） （市区町村選挙）転出者（市区町村内）</p> <p>[検討結果の理由] ・二重登録者などについては投票資格に留意する必要がある ・城内異動者等、市区町村によって対応が分かれている条件がある（標準オプション機能での対応が必要）</p>	
標準機能要件	2.4.8	投票所入場券（引き抜きデータ一覧作成）	投票所入場券および転出者案内用のデータ出力後に、抜き取りが必要となった者の一覧を出力できること。引き抜き事由は以下の通りとする。 （全選挙共通）公選法第11条及び第28条の該当者（都道府県選挙） 県外転出（市区町村選挙） 転出	投票所入場券および転出者案内用のデータ出力後に、抜き取りが必要となった者の一覧を出力できること。引き抜き事由は以下の通りとする。 （全選挙共通）公選法第11条及び第28条の該当者・県内転出・県外転出・転居		住民サービスの向上	（入場券に記載された住所以外の）転出先住所等へ個別に入場券を送送するため。		

選挙人名簿管理システム標準化_全国意見照会への対応方針（第8回WT論点）

対象資料	対象箇所			修正案	その他資料への意見	修正案、ご意見の理由		WTの検討概要
	番号	名称	修正前			修正後	区分	
標準機能要件	2.4.5	別送者管理	投票所入場券の別送者を管理（登録・修正・削除）できること。 別送者の対象は、郵便投票者、視覚障害者、支援対象者、船員とすること。	投票所入場券の別送者を管理（登録・修正・削除）できること。 別送者の対象は、郵便投票者、視覚障害者、支援対象者、船員のほか任意に設定ができること。		その他	本市において自衛隊は別送しているため。	<p>【WTでの検討内容】 投票所入場券の別送の対象者</p> <p>【WTでの検討結果】 別送の対象は、郵便等投票者、視覚障害者、支援措置対象者（仮支援措置対象者を含む）、船員、その他別送者とし、いずれも実装必須機能として定義する。 その他別送者については、住所等による一括指定と個人/世帯選択による指定を可能とする。</p> <p>【検討結果の理由】 ・各団体での運用に合わせて別送者を任意で追加できる必要がある</p>
標準機能要件	4.x.x	検察審査会候補予定者・裁判員候補予定者管理			<p>【実装すべき機能】または【実装しなくても良い機能】として下記を追加する。</p> <p>選定後の候補者の異動管理（死亡したり選挙権資格を喪失したりした場合に、裁判所へ通知するため）</p>	職員業務量の低減	<p>くじ（候補予定者の選定）後、検察審査員第4群は1年以上と期間が長く、特に異動件数が多い自治体にとって効果が大きいと考えられる。</p>	<p>【WTでの検討内容】 検察審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者の管理に関する機能の要否及び内容</p> <p>【WTでの検討結果】 検察審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者の管理機能について、有権者情報作成機能、候補者予定者情報管理機能、異動管理機能を実装必須機能として定義する。</p> <p>【検討結果の理由】 ・検察審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者の管理に関する事務を効率化する必要がある</p>